

野田市告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び野田市会計事務規則（平成 25 年野田市規則第 19 号）第 34 条第 1 項の規定により、寄附金の納入事務について次のとおり指定したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項及び野田市会計事務規則第 34 条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 16 日

野田市長 鈴木 有

1 指定納付受託者の名称、住所

名称 株式会社カルティブ

住所 神奈川県横浜市西区高島 2-19-12 スカイビル

2 指定をした日

令和 7 年 11 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

企業版ふるさと納税に係るインターネットを利用して納付される寄附金

4 指定納付受託者に納付させる期間

令和 7 年 11 月 1 日から契約期間満了の日まで